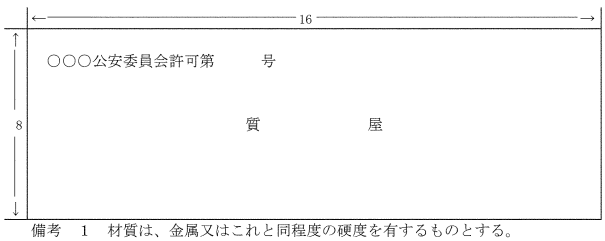
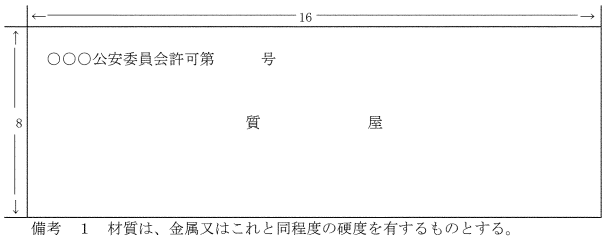
第２号（標識）  備考　１　材質は、金属又はこれと同程度の硬度を有するものとする。 ２　塗色は、灰色地に白文字とする。 ３　番号は、許可証の番号とする。 ４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。	
第２号（表示札）  備考　１　材質は、金属又はこれと同程度の硬度を有するものとする。 ２　塗色は、灰色地に白文字とする。 ３　番号は、許可証の番号とする。 ４　図示の長さの単位は、センチメートルとする。	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（警備業法施行規則の一部改正）

第二条　警備業法施行規則（昭和五十八年総理府令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（認定等の申請） **第三条**　法第五条第一項に規定する認定申請書（以下「認定申請書」という。）及び法第七条第四項において準用する法第五条第一項に規定する認定更新申請書（以下「認定更新申請書」という。）の様式は、別記様式第一号のとおりとする。 ２　認定申請書又は認定更新申請書を提出する場合においては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。	（認定等の申請） **第三条**　法第五条第一項に規定する認定申請書（以下「認定申請書」という。）及び法第七条第四項において準用する法第五条第一項に規定する認定証更新申請書（以下「認定証更新申請書」という。）の様式は、別記様式第一号のとおりとする。 ２　認定申請書又は認定証更新申請書を提出する場合においては、主たる営業所の所在地の所轄警察署長を経由しなければならない。